

中世都市ウィンチスタとサウスハンプタン(九)

——第十三世紀初葉以前イングランドの内域都市と沿海都市——

田 中 正 義

一七

第十二世紀後半のヘンリ二世の治世から第十三世紀初葉にかけてのウィンチスタの都市生活をその根柢から解明せんがためには、われわれは、いま一度、当時の此の都市共同体の生産的基礎に立ち帰って見なければならぬ。その場合、まず、その毛織物工業がとりわけわれわれに依って注目せられる。

いったい、イングランドにおける毛織物製造(clothmaking)の初期の歴史は、ブリドベリも言えるがごとく、全く恢復し難きまで朦朧たる状態に埋れて居るのではあるが、中世初期その製造行程(process)は、すべて厳密に手仕事(handcrafts)に属した。しかし、いま染色(dyeing)ならびに仕上げ(finishing)の二行程を除いて、その主要な製造行程としては四つあった。まず初めに羊毛が人の手に依って梳かれ毛筋を整えられた(刷毛又は梳毛 carding or combing)。次いで、糸車の糸巻棒(rock or distaff)に巻き付けられた羊毛の繊維が引出されて指で撚りよをかけら

糸にせられた（紡毛 spinning）「以上の二行程は婦人労働」。斯くして用意せられた織糸（yarn）は、次に、手と足とで作動される、踏板の付いた織機（loom with pedals）に掛けられて、布に織られた（織布 weaving）。而して最後に、斯うして造られた・目の粗い「織布」（web）が今や手或いは足でもって水を張った大桶のなかで縮絨せられたのである（縮絨 fulling）「以上の二行程は男子労働」。——此の最後の縮絨の行程、すなわち水中で布を打ったり踏み付けたりする行程は、布をその幅において五分ノ一から二分ノ一がた、その長さの点でも夫れに見合う程度にまで、切り詰めることに依って、何よりも先ず、該の布を目の詰んだものとするのに役立った。そのことは、いま単位（in）当りの長さ（— 45 inches）の密度ならびに重さを増大して、その結果布に天候と損耗とにたいして極めて大いなる抵抗力を付與することとなった。第二に、此の縮絨は、屢々織布の行程でのパターンが目に見えなくなるまで纖維を解きほぐしがたく絡み合^{かち}わせしめて、布をフェルト状にする（to felt）のに役立った。このことは、布の織地の強度を一段と高めたばかりではなく、又その表面を一層滑らかな・柔かなものとしたのであるが、そのことは、まさしく、より良質の布類の製造に適用される所の・霏^け立て「起毛」（raising）と霏^け刈り「剪毛」（shearing）と云う二つの仕上げ行程（finishing processes）によって、一つの重要な準備行程をなした。布を目の詰んだものとし、フェルト状にすることのほかに、縮絨行程はまた、羊毛が紡毛（spinning）以前の段階で浸み込まれた油を抜き取る作用をなす、此の国特産の「フラー土」「酸性白土」（fuller's earth）と云った、様々な洗淨剤の助けを藉りて、布を洗い、淨めたのである。——以上、四つの孰れももと手仕事に属した所の毛織物製造行程のうち、第一の刷毛行程から第二の紡毛行程を経て第三の織布行程に至るまでの諸工程が第十八世紀から第十九世紀にかけて竟に機械化せられたことは、今更爰に喋々する迄もなくもはや、歴史学の常識に属するが、第四の縮絨行程の機械化が第十三世紀に行われたことは、ケア

ラスーウイルスン女史が今次大戦中(一九四一)に『経済史評論』誌上に発表した論攷「第十三世紀の一つの産業革命」に依つて初めて之を瞭らかならしめた所である。⁽⁴⁶²⁾

然し乍ら、第十三世紀に水力に依つて運転される縮絨機 (*molendinum fullericum*; fulling mill) の導入に因つて惹き起された「一つの産業革命」の結果いまや第十五世紀イングラントの・地方の水流に恵まれた農村諸地域——the Cotswolds, Somerset, Devon, Wiltshire, Cornwall 等の「西部」における、又 the West Riding, the Lake District 等の「北部」における——が毛織物工業の主要なる立地となるに到るまで、第十二世紀後葉から第十三世紀初葉にかけて、この国の毛織物工業は、凡そ都市を中心として、その發達の最盛期を現出したのである。⁽⁴⁶³⁾ 而して、これら諸都市のなかで嶄然頭角を見わしたものは、イイストリアングリア周辺のベヴァリ Beverley, Yorks., リンカン・スタムフォード Stamford, Lincs., ノーサンプタンと云う、当時其の専ら生産する所の良質の毛織物を以て遙か大陸市場にまでその名声の聞えた四つの市々であり、次いでより屢々これらよりも僅かに廉価なる毛織物を産出せるヨーク・ラウス Louth, Lincs., レスタ Leicester, Leics. の三市が是れにつづいたが、以上のイングラント東部の平原地帯に点在する都市群の生産する夫れらよりも一層廉価なる所の毛織物——roussel (OF.), とりわけ burrel (OF.—L. *burrellus*) と云つた、品質の幾らか劣つた・大衆的な毛織物を生産する都市として、いまウィンチスタは、コウルチスタ Colchester, Ess., ロンドン・オクスフォードと共に存したのであつた。⁽⁴⁶⁴⁾

それでは、当時ウィンチスタの毛織物生産は、いま如何なる生産組織の下に営まれていたのであろうか。夫れが、「心」クラフトーギルド craft guild の組織形態を採つていたであらうと云ふことは、今日現存するかの最古の『財務府記録』(Pipe Roll) ヘンリー一世治世の一三〇年の夫れ(本誌第三十七卷第一号、拙稿二七六頁註(425)参照)に、夙に

此の市の織布工並びに縮絨工がそれぞれ彼等自身、ギルドを有していたことを示す記述の存するところから、之を推定してほぼ誤りないであろう。商人ギルドに関する夫れが第十三世紀初葉以前約四〇の都市に見出されるときクラフトーギルドに言及する陳述史料の甚だ乏しい此の時代にあつて、いま直接この市に関するものではないが、当時前述のごとくコウルチスタ・オクスフォードと並んで此の市同様、廉価なる毛織物の生産都市であつたところの、ロンドンの織布工たちに対して、折しもウィンチスタ市滞在中のヘンリ二世の發給せる一つのチャーター（一一五五—一五八）は、此の際ウィンチスタのクラフトーギルドの性格決定にも十分側面から照明を投ずる史料たり得ると考えられる。

「神の恩寵に依つて、イングラントの王、ノルマンディおよびアキテーヌの公、アンジューの伯たるころのヘンリは、司教たち、「地方」裁判官たち、州奉行たち、バロンたち、並びにロンドンなるすべての彼の臣下たる者たちに対して、爰に挨拶を送る。朕が、ロンドンの織布工たちに (*Talaris Londoniarum*)、彼等が朕の「外」祖父なるヘンリ「一世」王の御代に有せし一切の諸特権並びに慣習諸貢租「免除の権利」とともに (*cum omnibus Libertatibus et consuetudinibus quas habuerunt tempore Regis Henrici avi mei*) ロンドンにて彼等のギルドを (*Gildam suam in Londonis*) 有する権利を、既に賦與し居ることを心得よ。斯くして、いま何びとも、彼等の許可有る場合のほか (*nisi per illos se*)、又彼が彼等のギルドに属する場合のほか (*nisi sit in eorum Gilda*)、此の市の内にて (*infra civitatem*)、あるいは「テムズ河南の」サザク Southwark にて (*in Sudwerke*)、はたまたロンドンに附屬せる其の他の諸処（ミッドルセクス Middlesex 州全域）にて (*in aliis locis Londonis pertinentibus*)、朕の「外」祖父ヘンリ「一世」の御代に然かせらるる慣はしたりしとは凡そ異なる仕方にて (*aliter quam solebat fieri tempore Regis Henrici avi mei*)、此の仕事（織布業）に携はるべからず。然るがゆゑに、朕は、彼等（織布工たち）がいま何処にても彼等の業務を適法に

営むべきことを、而して朕の「外」祖父なるヘンリ「二世」王の御代に彼等が曾て夫れらを有せし如くその如く、十分に、平穩裡に、自由に、誉れ高く、完全に上記の一切の事柄（―諸特権）を有すべきことを（*et habeant omnia supradicta ita bene et in pace et libere et honorifice et integre sicut unquam melius et liberius et honorificentius et integrius habuerunt tempore Regis Henrici avi mei*）欲し、且つは断乎として之を命ずる者なり。但、そがため（―斯かる特権享受のため）には彼等（織布工たち）は毎年朕「の財務府」にニマルク（―一六オンスの重量）の金（―銀貨にして一二ポンド）をミクルマス当日納むべきものとす。而して朕は、何びとも此の件に關し彼等（織布工たち）に對して如何なる侮辱又は無礼をも加ふることを、禁ず。―いま若し之に違背すれば「銀貨」一〇ポンドの罰金刑に処すべし。右證人、キャンタペリの「大司教」トマス「―ベケット」、〔式部官〕ジェロルドの息子ウォーリン。於ウィンチスタ⁽⁴⁶⁵⁾」

すなわち、此処ロンドンにおける独立の小生産者たる織布工たちの組織―クラフトーギルドは、まさしく、此の都市の内部に於て当該組織に加入せざるところの―此の組織のメムバア以外の者の・当該小生産に携わることを禁止すると云う、都市の外部に對する閉鎖性、―排他的な局地的營業独占を確保せんとする所の、いわゆるZunftzwangの主体として明らかに立ち現われて居るのであって、而も此のチャータに依つて、斯かるロンドンの織布工たちのクラフトーギルドは、既にヘンリ二世時代の以前、ヘンリ一世治世當時に於てもはや、*de facto*に確立していたこと、が知られるのである。

而して、右の一一五五―五八年の間に發給せられた、ヘンリ二世のロンドン市の織布工たちに對するチャータに現われたる「*libertibus*」ならびに「*consuetudinibus*」は、同王の治世第十二年―すなわち一一六五―六六年の『財務府

記録』中に、このたびは我等がウインチスタ市の織布工たちに係わる夫れらとして現われる。即ち、

「ウインチスタの織布工たち (*Telarij Wintonia*) は、彼等の慣習諸貢租〔免除の権利〕ならびに諸特権を有せんがために (*pro Consuetudinibus et Libertatibus suis habentis*)、又彼等自身の「ギルドの」オールドアーマン（一ギルドの首長）の選挙「の特権」を有せんがために (*et pro Eligendo Aldermano suo*)、ゲルスマとして一マルク（一八オンスの重量）の金（一銀貨にして六ポンド）を当財務府に納む。」と、あるのである。⁽⁴⁶⁵⁾

此処に現われる《*Gersuma*》というのは、彼等ウインチスタの織布工たちのクラフトーギルドがいま国王に納付する慣習的な上納金を表わすものに他ならず、またそこにギルドのメムバアたちに依つて選出せられる所の *Alderman* が現われて居ることは、まさしく当時の斯かるクラフトーギルドの・対内的平等を志向する本来の共同体としての、民主的性格をわれわれに窺察せしめるものである。而して、その際、同じヘンリ二世の治世第十二年の『財務府記録』は、織布工たちはかりではなく、また、当ウインチスタ市の縮絨工たち (*Fullones Wintonia*) にも言及して、彼等が「彼等のギルドのために (*pro Gilda sua*)」「ヘンリ二世の財務府に」同様銀貨六ポンドを納めたること、⁽⁴⁶⁷⁾を記して居るのである。

かくて、今や、ウインチスタにおいてはヘンリ一世時代より引続きヘンリ二世時代に於ても、そこに織布工ならびに縮絨工のそれぞれのクラフトーギルドの存したることが、われわれに依つて爰に確認せられるのである。

それでは、このような毛織物生産に従事せる所の独立した小生産者たち——織布工・縮絨工たちと、当時の狭義の商人たち (*professional merchants*)——われわれが曩に「ウインタンドウムズデイ」の第二部に於て検証したるところの *mercator*《毛織物商人》、*mercarius*《高級服地商》、*drabier*《服地商》と云った⁽⁴⁶⁸⁾——との関係は、抑々

如何なものであつたであらうか。換言すれば、当時における斯かるウィンチスタの織布工・縮絨工のクラフトーギルドと、此の市のヘンリ一世時代以来の既存の商人ギルドとの関係は、抑々如何なものであつたであらうか。結論を先取りして言えば、そこには狭義の・專業的な商人の独立の小生産者に対する抑圧の關係が存した、と想われる。——否、斯かる織布工たち、縮絨工たちが夫々彼等のクラフトーギルドを結成したこと自体、抑々、彼等よりも富裕なる・商人ギルドを結成せる所の商人たちに対抗して、彼等自身の独立の小生産者としての立場——彼等自身小売商人shopkeeperとして自己の生産物を直接消費者に売り渡す——から・商人ギルドの商業特權mercantile privileges(=流通独占)の利益の分け前に與らんとする欲求、に端を發したるもの、と言ひ得るであらう。⁽⁴⁶⁸⁾

そのことは、第十二世紀末葉、——遅くとも、ヘンリ二世の第四子のジョン王の治世の第九年(一二〇七—八)を降らざる時点に成つたと考えられる、アングロウーフレンチで書かれたところの、ウィンチスタをはじめとしてモールバラMarlborough, Wilts., オクスフォード・ベヴァリ等諸市の「織布工・縮絨工に関する諸規制」に依つて、われわれは之を認識することが出来る。即ち、此れらの凡てその内容がいま相互に酷似せる所の規制には、そこに如何なる織布工又は縮絨工も彼の生産にかかわる毛織物を当該都市(ウィンチスタまたはベヴァリ)の外に赴き售る可からざること(*Ces est a savoir, qe nul telier ne nul fuloun ne puet drap secchir ne teindre, ne a nul marchandise hors de la ville aller*)、換言すれば、当該都市(ウィンチスタ)の商人たちに售る以外夫れを如何なる余所者(—外来商人)にも售る可からざること(*Il ne poent a nul forein leur draps vendre, fors as marchans de la cite*)、規定せられて居り、そこに彼等織布工又は縮絨工のごとき独立小商品生産者たちを都市の外部市場から遮断・隔離せんとする政策的意図がありありと看取せられるのであるが、その際猶われわれに依つて注目せられるのは、そこに「如何なる自

由民も織布工或いは縮絨工に依りて告発せられ得ず、又如何なる織布工或いは縮絨工も自由民「の利害」に反する證拠を提出する（—證言をなす）ことを得ず」(Ne nul franke homme ne puet estre atteint par telier ne par fulour; ne il ne poent tesmoign porter) という規定が、ウィンチスタを始めとする諸都市に關してすへて一様に殆ど同一の文言を以て表現されて居ることである。是に由つて之を觀れば、織布工・縮絨工と自由民 (franke homme) すなわち都市民とのあいだにはいま明確に一線が劃されて居るのであつて、織布工・縮絨工たちに対して商人ギルドの門戸は堅く閉ざされて居るのである。斯くて、いま若し爰に(ウィンチスタ市に)ひとりの織布工或いは縮絨工のごときクラフツマンがあつて、富裕となり、当該都市の自由民すなわち都市民たらんことを欲するとせんか、彼は先ず以て彼の職業から断然身を退き、当該職業に係わりの有る一切の道具を彼の住居に仕事場から一掃しなければならなかつたのである。⁽⁴⁷⁰⁾

斯くの如き此の時代の毛織物生産諸都市の手工業者たちと一般に当時これらの都市の市政を壟断せる・municipal authorities を構成せるところの商人たちとの關係は、曩に一一五五—五八年の間にヘンリ二世よりチャータを獲得したるロンドンの織布工のギルドのその後の運命を辿ることに依つて、爰により一層瞭らかならしめられる。即ち、ロンドンの織布工たちは、ひとたびはヘンリ二世に依り「彼等がヘンリ一世時代に既に有せる所の一切の諸特權並びに慣習的諸貢租の免除權とともに彼等のギルドを有する權利」を認められたのであつたが、夫れよりほぼ半世紀後、ジョン王の治世第三年(一二〇二)には、王は今や次のごときチャータを發給するに到るのである。

「ロンドンなる朕が市長並びに都市民たちの請願に依り (ad petitionem maioris et civium nostrorum Londonie) 朕が、その織布工たちのギルドの向後朕のロンドン市(—royal borough)としてのロンドン市)に存すべからざるべし」

とを、而して又夫れ（—織布工たちのギルド）の如何なる事由ありとも再興せられざるべきことを（*quod Gilda Telaria non sit dectero in civitate nostra Londoniae nec ullatenus suscietur*）既にして聞き届け、本チャータに依りて是れを確認したることを心得よ。然りながら、朕は既にかの織布工たちのギルドより年に一度一八マルク（—一四四オンスの重量）の銀を受領することを慣はしとなしたれば（*quia vero consuevimus annuam percipere decem et octo marcas argenti de gilda illa telaria*）、「向後」毎年前記「ロンドン」の「都市民たちは朕ならびに朕の継承者たちに対して二〇マルク（—一六〇オンスの重量）の銀を聖ミカエルの祝祭当日朕の財務府に納入すべし（*singulis annis reddent predicti ciues nobis et heredibus nostris viginti marcas argenti numero in festo Sancti Michaelis ad saccarium nostrum*）」⁽⁴⁷⁾

是に由つて之を觀れば、今やロンドンの織布工たちはまさに彼等のギルドを否定せられて居るのであるが、その際そこに働いた力が王に請願せるロンドン市長に代表される所のロンドンの・富裕なる商人を先頭とする都市民たちの金力に他ならぬことは、もはや一目瞭然たるものがあるであろう。即ち、兼ねて織布工のクラフトーギルドを解体せしめんとする意図を有したる所のロンドンの都市民たちは、従来同市の織布工のクラフトーギルドが年々納め来るところの一八マルクの銀を超える、二〇マルクの銀を将来王の財務府に毎年納めることを約束することに依つて、いま王を買取したのであった。その場合、ロンドンの都市民たちは当時商人ギルドこそ之を結成して、いなかつたとは言え、彼等は、既にヘンリ二世の第二子たる先王リチャード一世の治世の第二年（一九一）十月にロンドンが「*commune*」たることを正式に認可せられて以来、⁽⁴⁷²⁾全き「*municipal government*」を獲得していたのであつて、従つて、彼等は、当時既に、商人ギルドが行使すると同様なる商工業に対する統制権を認められた、商人ギルドに準ずる所の「*civic*」

'authorities' を構成していたのである。⁽⁴⁷³⁾

以上、畢竟するに、当時イングランドの一般に毛織物生産諸都市がいずれもそうであったように、わがウインチスタにおいても、その毛織物生産の基軸的生産力を荷担せるところの織布工たちまた縮絨工たちは、いまその商人たちを上層とするところの一般都市民より疎外せられ、ギルドを結成するところの商人たちの抑圧・統制の下に置かれていたのであった。

それではそのような商人たちは、当時のウインチスタの全体としての毛織物生産機構の裡においていまだどのような位置を占めていたのであるうか。

此処でも亦結論を先取りして言うならば、彼等は、元来独立した小生産者たる所の織布工たちまた縮絨工たちを事實上、己れより賃銀をかち得る従属的な被傭人たらしめて居る所の商人雇主 merchant employer, 斯かるクラフツマンたちに自己の購入せる織糸または織布 (telas; webs) の加工を下請けさせて出来高払いで工賃を支拂うことを通じ本来独立の小生産者たちの手工業生産——織布または縮絨をいま問、屋制的に支配しつつある所の商人企業家 merchant entrepreneur, であった、と思われる。但し、このような商人雇主、商人企業家を以て、ケアラス・ウィルスン女史のよう⁽⁴⁷⁴⁾に、'capitalistic entrepreneur (capitalist employer; capitalist entrepreneur)' と規定して、当時第十二世紀後葉ないし第十三世紀初葉の「毛織物製造を専門とする都市において資本家的土台の上に高度に組織された一つの産業」(an industry highly organized on a capitalist basis in a town specializing in cloth-making) を見出し、そこに、通説の説く第十四世紀後葉ないし第十五世紀よりも二世紀も早く、「イングランド毛織物工業における資本主義」(capitalism in the English cloth industry) の起、始を認めることには、俄かに賛同し難い。——以下、これらの

点を能う限り実證的根拠に立ちつつ瞭らかならしめることにしたい。

扱て、いま前段に引用せられた所の「織布工・縮絨工に関する諸規制」の中のウィンチスタ関係の夫れに従えば、おそくとも第十三世紀初葉（一二〇七—八）、毛織物工業の原材料の調達ならびに生産の組織化に不可欠な殆ど総ての企業家的活動を荷担した者は、此の市の商人ギルドのMEMBERで、此の市と此の市の外部世界において購買・販売の自由を享受していた、《prudeshomes》という名で称されたところの、ウィンチスタの大商人たちであつたとせられるのであるが、その場合、まず原材料のうち羊毛に就いては、彼等は主として之を広汎なる国内諸地方からの供給に仰いだものと考えられる。このことは、当時この国がヨーロッパ無比の羊毛生産国であり、そのことが常に在地工業の發達を促進したるのみならずイタリアまたフランドルにおける・先進工業に対しても夫れらに原毛を供給し、この国の羊毛生産の最盛期に於ては羊毛が此の国の主要なる輸出品目をなしたことを想えば、蓋し思い半ばに過ぎるものがあるであろう。次に、前述の紡毛に先立って振り掛けられた油を縮絨の過程で抜き取る際に使用せられる洗淨剤の「フラー土」〔酸性白土〕も、大商人たちは国内—特にケント州のメドウェイ Medway の溪谷その他サリー州から之を大量に仕入れ、このものを海外より輸入した形跡は無い。その点では、仕上げ行程での^{けぼ}糞立て（起毛）にその果穂を乾燥させて用いるマツムシソウ科の植物おになべな（Teasel）も亦同様であつて、この国で育つた此のものを補うために大商人たちが之を海外から將來した所の何らの證拠も存しない、夫れどころか、此のサマシト州で当時大々的に栽培せられたおになべなは彼等は之を海外にまで輸出したものの如くである。⁴⁷⁶ところが、こと染料に関しては、事情は大いに異なるものがある。すなわち、当時使用せられた染料の多くのものが此処イングランドで生産せられたとは言え、国内産の夫れらは、今や増大する需要を充たすべく十分ではなかつた。従つて、夫れらは、一部、海外から

も輸入せられたのである。⁽⁴⁷⁷⁾ところで、そのはじめ斯かる染料を是れと関連する後述の媒染劑とともに独占的に調達し得たものは、大商人ではなくして染色工自身であったと云うことが、この際爰に注意せられねばならぬ。

抑々当時あらゆる種類の染料のなかで最も重要なものは、単に青色の毛織物のために有用であったばかりではなく、青色以外の色の毛織物にも下染めとして用いられた、大青^{たいせい} (*waïda, gaidā*) であったのであるが、此のアブラナ科の植物は此の国では夙に「ノルマン征服」以前アングロウ・サクソン時代の末期において栽培せられて居り、現に第十一世紀の初葉に成ったと考えられる・かの《*Rectitudines Singularum Personarum*》⁽⁴⁷⁸⁾の言わば「第二部」(メイトランド)を成すところの、*Gerefa*なる古代英語で書かれた文書のなかには、このもの (*wad*) の苗を、八、九、十月に植え付け(第一〇節)、春季にその種子 (*wadseed*) を播く(第二節)べき旨の指示がなされて居るほか、第一五節にはその苗の移植の際の用具としての穴掘りぐわ (*wadspitel*) の名が挙げられて居るのである。⁽⁴⁷⁹⁾然し、少なくとも第十二世紀の頃には、この大青も、最早この国の土産の物以外に西ヨーロッパの各地から大規模に輸入せられるようになり、なかんづく西北フランスのアミアン Amiens, コルゾイ Corbie, ネール Nesle などソムム Somme 河の流域一帯から「ピカルディ Picardie 地方産の大青」として大量に輸入せられた。⁽⁴⁸⁰⁾第十三世紀に入ると此の世紀の初葉に、この国の南部及び東部の全沿海都市を通じてそこに外国商人たちに依り瞭らかに多量の大青が将来せられるに到ったことは、一二一三年に夫れらの諸港市で大青に賦課せられた輸入関税の総額が凡そ六〇〇ポンドにも達したことに依って知られるのである。⁽⁴⁸¹⁾そのほか、赤色染料としては種々なるものがあつたが、そのうち最も普通なるもの一あかね、*garancia, uarancia* が夙に「征服」以前にこの国で栽培せられたことは、是れ又前引「イエレヴァ」の第二二節に春季における夫れ (*mederan*) の苗の植え付けに関する指示がなされて居るところから瞭らかである。⁽⁴⁸²⁾J・S・ファーリー編する所

の、アングロウーフレンチで書かれた、第十三世紀後葉——二七五年前後に成った『ウィンチスタ市旧慣集成』のなかに、荷車で、ウィンチスタに運び込まれるあかねに賦課された所の市場税への言及のなされている箇所のあることが指摘せられて居るが、併しながら、ことあかねに関するかぎり、此の時代夫れが海外から輸入せられたと云う確たる証拠は無く、概ね此の国の自生のもの供給のみで事足りたものようである。⁴⁸⁴然し、現実の染料の輸入にも増して当時重要な意味を有したのは、夫れらの染料を定着せしめ・或いは色彩に変化を来たさしめる上で肝要な、媒染劑 (mordants) の輸入であった。斯かる媒染劑のうちで最も一般的なのは、木灰を水に浸し濾過して採り出すポタシユ (cineres) であつて、夫れはいま、殆どの染色工たちの取引上、その仕入れ品の一部を形成し、「大青の木灰」あるいは「大青に付属する木灰」と云つた表現が屢々夫れに当てはめられたほど、ポタシユは一般に大青と共に使用せられたのである。現に、アングロウーフレンチで書かれた・ウィンチスタの第十三世紀の市場税の一覧表には「大青に付属したところの」(he afferte a weide) 木灰が其の課税対象として採り上げられて居るのであるが、いま斯うした木灰は、此の国に於て木を焚くことに依つて又数本の立木をそのまま焼き払うことに依つて製造せられ得たとは言え、夫れはまた、第十三世紀の中頃までに、ひろく海外から、とりわけバルト海沿岸地方から、輸入せられたのであつた。⁴⁸⁵ポタシユに次いで最も多く用いられた媒染劑は明礬 (alum) であつて、是れは、明るい緋いろを打ち出すに用いられた唯一の媒染劑であつたが、当時榎入りで南欧世界から輸入せられ、その最も良質のものは黒海沿岸から、次いで夫れと殆ど変わらない質のものが小アジアの地中海沿岸から、この国へ到来する、と言われた。明礬は此の国でも例えはハンプシヤ州のワイト島で採れるには採れたが、夫れは質の余り良くない物であつたようである。⁴⁸⁶

却説、此れらの染料と媒染劑との調査には当然の事ながら染色工たちの固有の特殊・専門的な技術並びに經驗的知

識が物を言ったのであるが、一方これらの染料並びに媒染剤の入手にはまた屢々染色工たちの海外市場—外国商人との間の既存の取引上の手蔓に依存せざるを得なかった。此のような事情から、爰に染色工は早くから、他の一般の毛織物工業関係の独立小生産者—織布工・縮絨工とは自ら區別せられる所の社会的存在たるに立ち到ったのである。即ち、彼等は今や、現実の染色労働は是れを彼等の雇傭せる奉公人たち (*servants*) の手に委ねつつ、自らは事実上職人たるよりもむしろ商人にして、企業家——屢々仕上げ行程に至るまでの毛織物生産の全行程を組織するところの者となり、商人ギルドのメンバーの一部を形づくるに到ったのである。斯くして、染色工は爰に、織布工・縮絨工とは異なつて逸早く脱生産者化を遂げ、今や染色業者・商人として、当時急速に勃興しつつあつた所の中世都市の支配階級への上昇・転化を為し遂げたのであつた。

このこと、——当時染色工が商人ギルドのメンバーの一部を形づくり、都市の支配階級の一翼たりしことに就いては、いまウィンチスタ市のごとく 'royal borough' ではないが、「征服」以来ミッドランズにおける最有力な直接受封者 (*tenants-in-chief*) 「バロン」のひとりたるムーラン Meulan 伯の所領上に在るところのポロウ、(—'seigniorial borough') の、レスタ市——当代の代表的な毛織物生産都市の一つたる (前段一六九頁参照)——について之を見ることが出来る。即ち、此の市の商人たちは、夙にヘンリ一世時代一〇七一—一八年の間にムーラン伯ポーモンのロベール一世 Robert I de Beaumont (ca. 1107—1118) の發給に係わる一つのチャータに依つて、彼等のギルドを *gildam eorum mercatorum* 認可せられたのであるが、いま現存する最古の・当該商人ギルドのメンバーの登録簿 'Merchant Guild Roll' (一一九六年十月九日現在) を見るに、此の年最初にギルドへの加入を許可された登録簿筆頭者としては染色工ニコラス *Nicolaus tinctor* なる者の名が挙げられて居り、更にその先を読み進めると、イイトンの染色工のガルフ

リドゥス *Galfridus de Eilona leinior* なる者の名が、彼の加入に當つての保證人團 *eius plegii* のひとり・染色工の自由民ラドゥルフス *Radulfus francus fincior* なる者の名と共に、挙げられて居るのである。⁽⁴⁸⁸⁾——⁽⁴⁸⁹⁾この間の事情は、直接の文書の證拠はいま是れを缺くとは言え、その市の商人ギルドよりレスタにおけると同様その織布工・縮絨工たちの締め出されて居たところの(前段一七四頁参照)、ウィンチスタの染色工の場合に就いても恐らくまた等しく認められたことであろう、と推定せられるのである。

なお、当時ウィンチスタにおける毛織物生産の必要とする所の原材料のうち屢々海外より輸入せられた染料・媒染剤を除く夫れら——羊毛・酸性白土・おこなべな等を供給して、毛織物生産の基軸をなす所の織布「縮絨行程における小生産者たちを問屋制的に支配しつつ、該生産の全行程を組織せるところの、かのウィンチスタの大商人——*prynceshomes*」が、「下から」上昇「転化せる所の染色業者」商人とならんでいま此の時代ウィンチスタの商人企業家を代表したることは、もはや贅言する迄もないであろう。

以上述べ來つた所を以て、第十二世紀後半から第十三世紀初葉にかけての劃期において、ウィンチスタの毛織物工業の生産機構の頂点には、そこに、商人企業家、——一部の富裕なる親方手工業者 *master craftsmen* たる染色工の転化したる商人的親方 *trading masters*—染色業者をそのうちに包含するところの、当該毛織物生産の仕上げ行程までを掌握する商人企業家、がいま此の機構の「司令者」として存在し、彼等の問屋制的統制の下に服する一般に独立小生産者たちの代表たる所の織布工・縮絨工は、市政を壟斷する大商人たちの事実上寡頭專制支配の機關たる商人ギルドからは全面的に排除せられて、彼等は彼等で夫々個別のクラフトーギルドー織布工ギルド・縮絨工ギルドを形成したる事情、——斯くのごとき事情は、今やほぼ諒解せられ得たことと思われる。

曾て前世紀一八九〇年、チャアルズ・グロスは、その先駆的業績に於て、周知の如く、*'gild merchant'* をもつて言わば一個の総合ギルド (*a single general Gild Merchant—Gross*) と看做し、その中には商人のみならず汎く各種の手工業者をも含み——手工業者たちは原則として商人ギルドに加入して恐らくそのメムバアの多数を形成し・ギルドの商業特権 (*mercantile privileges*) のほかに諸多の都市民特権 (*burghal franchises*) をも享受することを許されていたが、その後都市内部における社会的分業の深化に伴い手工業の種類並びに数の増大を見ると共に斯かる総合ギルドとしての商人ギルドは漸く分裂・解体を来し、そこに初めて個々のクラフト・ギルドの成立を見るに到った、と云うことを主張した。⁽⁴⁹⁰⁾ 然しながら、如上のウィンチスタに関するわれわれの考察に依つて得られた知見、また既にグロス自身がそのことを認めて居るように⁽⁴⁹¹⁾ ロンドンの場合のごとき商人ギルドは抑々初発から存在しなかつたこと等を勘案すれば、いまケアラス・ウィルスン女史が解析しているが如く、今日、猶通説たる地位を保持し、つつあるところの上記のグロスの一般化的主張の到底支持し難いことは、もはや明白であると思われる。

では、最後に、右に述べた如き当代のウィンチスタにおける商人企業家を以て、ケアラス・ウィルスン女史とともに、われわれは、アンウィンのいわゆる *'capitalist employer'* に当る *'capitalistic entrepreneur'* と看做すことを得るであろうか。——斯かる者のそこに存在することに拠つて、われわれはいま、ケアラス・ウィルスン女史の主張するがごとく、第十二世紀後葉ないし第十三世紀初葉早くも一部の毛織物製造に特化せるところのイングランド中世都市の内部に於て毛織物工業における資本主義の生誕せることを認め得るであろうか。

しかく考えることの凡そ非なることは、此処でかの産業資本対商業資本 (*Industrial capital versus commercial capital*) なる周知のシェーマーを大上段に振りかざす迄もなく、斯かる商人企業家—問屋 (*clothier, cloth-maker*)

の支配 = 統制下に在るところの織布工・縮絨工が本来の独立小生産者としての彼等の生産手段に対する關係に於て、その原材料——織布工の場合の織糸、縮絨工の場合の織布——こそ是れを問屋の所有に係わるものの提供に俟つ（—putting-out system）とは言へ、彼等の労働手段—道具—仕事場に対しては依然としてその所有を確保している、と云う一事に照らして、炳乎として瞭らかなる所である。而して、彼等がいま依然彼等の労働手段—道具—仕事場の所有者 *Eigentümer* であつたと云うこと——その意味で彼等は未だ窮極的に近代の資本 = 賃労働關係における „*vogel-frei*“ なる直接的生産者—プロレタリアに非ざること、は、われわれが先きに考察した、——第十二世紀末葉、遅くとも、*ジョン王* 治世の一二〇七—一七八年に成れる、*ウィンチスタ* を含む当時の毛織物生産都市の「織布工 = 縮絨工」に関する諸規制」中の *ウィンチスタ* 關係の夫れにおいて、——富裕となれる織布工又は縮絨工が若しも都市の自由民たらんと欲するならば、彼は当該職業に係わりの有る一切の道具をその住居—仕事場から一掃、撤去しなければならぬと規定せられていた、まさにその歴史的事実から逆推することに依つて、実證せられるのである。彼等は、いま決して全面的に「大工業」〔*great industry*—*Carus-Wilson*〕の經營者に「隸屬」するところの事実上の „*wage-earning craftsmen*“ たるに止まつたのではなく、彼等の得る所の「賃銀」の率のごときも「大工業」の經營者と彼等（—その所屬するクラフト—ギルド）との間の協定に依つて定まつた蓋然性も想定せられ、一面に於て彼等は、猶依然、彼等自身の結成するところのクラフト—ギルドの一員として、彼等の都市の内部における顧客たち自身の個人的な消費のための顧客生産 *Kundenproduktion* すなわち直接的交換 *unmittelbarer Austausch* に従うところの小規模商品生産者でありつづけた、と考えられるのである。（未完）

- (19) A. R. Bridbury, *Medieval English Clothmaking, An Economic Survey* (London, 1982), p. 1.
- (20) E. M. Carus-Wilson, 'An Industrial Revolution of the Thirteenth Century', *Economic History Review*, Vol. xi (1941), No. 1—*idem*, *Medieval Merchant Ventures, Collected Studies* (London, 1954), pp. 183-210. Cf. Abbott Payson Usher, *A History of Mechanical Inventions* (Cambridge, Mass., 1929; Revised edition, 1954), pp. 259, 268 f.
- (21) Carus-Wilson, 'The English Cloth Industry in the Late Twelfth and Early Thirteenth Centuries', *Econ. Hist. Rev.*, Vol. xiv (1944), No. 1—*idem*, *Med. Merch. Ventures, Col. Stud.*, p. 211. Cf. M. H. Keen, *England in the Later Middle Ages, A Political History* (London, 1973), pp. 178 f.
- (22) Carus-Wilson, *op. cit.*, pp. 211-4. Cf. *The Oxford English Dictionary* (Oxford, 1933), s. v. Russet & Burel.
- (23) *British Borough Charters, 1042-1216*, ed. by Adolphus Ballard (Cambridge, 1913), pp. 207 f. Cf. *English Historical Documents*, Vol. II, ed. by David C. Douglas & George W. Greenaway (London, 1953; 2nd edn., 1981), pp. 1014 f. 因みに、此のチャーターの成立年代は、*Eng. Hist. Doc.* の第二巻の編者たちによれば一五四一六二年の間の何時かと推定してゐるが、いさぎ證人のひとりシロホルムの息子ウォォリンの式部官在職期間一五五一五八年を考慮し「 Cf. R. W. Eyton, *Court, Household, and Hierarchy of King Henry II.* (London, 1878), Index under this name (p. 315)」。此処では敢えてスラードの推定成立年代の方に従う。なお一般的に此のチャーターの解釋に當つては、ほぼ同じ頃同じヘンリ二世に依つてソールズベリー滞在中にウィンチスタ市或はその都市民に與えられたところの、既引の二つのチャーターに關する筆者の分析を併せ参照せられた。——本誌第三十五卷第四号「抽稿三〇六一八頁」。
- (24) Thomas Madox, *The History and Antiquities of the Exchequer of the Kings of England (1066-1327)* (London, 1711; 2nd edn., 2 vols., London, 1769), Vol. I, p. 467, note (f).
- (25) Madox, *ibid.*, I, 467, note (f). 因みに、ウォンチスタの織布工たちは、縮絨工たちは、是より先ヘンリ二世の治世第五年（一一五八—五九）の『財務府記録』におつても夫々『*Telarii Wintoniae*』、『*Pullones Wintoniae*』として現われて居り、その場合も亦彼等は夫々銀貨ハポントを財務府に納めて居る。——*The Great Roll of the Pipe for the Fifth Year of the Reign of King Henry the Second A. D. 1158-1159* [The Publ. of the Pipe Roll Society, Vol. I] (London, 1884), p. 48.
- (26) 本誌第三十七卷第一号「抽稿第一三二—一四節」として第一四節二七三頁以下「また、第一四節二七三—一四頁」参照。

- (46) 本誌附録二十七卷第一号「附録二十七号」註(録)参照。
- (47) H. T. Riley, ed., *Liber Custumarum, ca. 1220* [2 pts., 1860; Volume II of *Munimenta Gildhallae Londoniensis*, 3 vols., ed. by H. T. Riley, London, 1859-62 (Rolls Series, No. 12)], Pt. i, pp. 130 f.; Arthur F. Leach, ed., *Beverley Town Documents* (The Pub. of Selden Society, Vol. xiv, 1900), p. 134 f.—W. J. Ashley, *An Introduction to English Economic History and Theory* (2 pts.; London, 1883-93; 4th edn. of Pt. i, 1909; of Pt. ii, 1906; one volume edition, New York, 1966), Pt. i, pp. 83; 120, note 65, 66; L. F. Salzman, *English Industries of the Middle Ages* (Oxford, 1923), pp. 195 f.; Ephraim Lipson, *The Economic History of England* (3 vols.; London, 1915-31), Vol. i: *The Middle Ages* (7th edn., 1939), pp. 367 f.; Carus-Wilson, *op. cit.*, pp. 235-8.
- (48) Ballard, ed., *British Borough Charters*, pp. 208 f.
- (49) William Stubbs, *The Constitutional History of England in its Origin and Development* (3 vols., Oxford, 1874-78), Vol. I (6th edn., 1903), p. 455; J. H. Round, *The Commune of London and Other Studies* (Westminster, 1899), pp. 219, 235, 254; James Tait, *The Medieval English Borough* (Manchester, 1936), pp. 181 ff., 251 f. 藤田重行『中世社会経済史論』(山川出版社 一九七七年)「第六篇」一九七—一九九—二〇〇頁。
- (47) Cf. Ashley, *op. cit.*, Pt. i, p. 82.
- (47) Cf. Carus-Wilson, *op. cit.*, pp. 230, 233, 235 f.
- (45) Leach, ed., *op. cit.*, p. 134.—Frank Barlow, Martin Biddle, Olof von Feilitzen & D. J. Keene with contributions by T. J. Brown, H. M. Nixon & Francis Wormald, *Winchester Studies • 1: Winchester in the Early Middle Ages, An Edition and Discussion of the Winton Domesday*, ed. by Martin Biddle (Oxford, 1976), p. 435.
- (46) Cf. Carus-Wilson, *op. cit.*, p. 215; R. A. Pelham, 'Fourteenth-Century England', in *An Historical Geography of England before A. D. 1800*, ed. by H. C. Darby (Cambridge, 1951), p. 248.
- (47) Cf. Carus-Wilson, *op. cit.*, pp. 215 f.
- (48) 拙著『ヘンブロン、封建制の形成』(御茶の水書房 一九五九年、新版 一九七七年)「第四篇参照」。
- (49) *Die Gesetze der Angelsachsen*, hsg. v. Felix Liebermann (3 Bde., Halle, 1903-16; Unveränderter Neudruck, 1973).

Aalen, 1960), I, 454 f. なお、前掲拙著『第四篇第一節註(3)』参照。

(48) Cf. Carus-Wilson, *op. cit.*, p. 216.

(49) Cf. Carus-Wilson, *ibid.*, p. 217.

(50) Liebermann, a. a. O., I, 454.

(51) J. S. Furley, ed., *The Ancient Usages of the City of Winchester* (Oxford, 1927), p. 41, para. 56—Carus-Wilson, *op. cit.*, p. 218, note 2. Cf. Edgar B. Graves, *A Bibliography of English History to 1485* (Oxford, 1975), p. 709 (No. 5113).

(52) Cf. Carus-Wilson, *ibid.*, p. 218.

(53) Cf. Carus-Wilson, *ibid.*, pp. 220 f.; Furley, ed., *op. cit.*, p. 58.

(54) Cf. Carus-Wilson, *ibid.*, p. 221 & note 4.

(55) *Records of the Borough of Leicester, Being a series of Extracts from the Archives of the Corporation of Leicester, 1103-1327*, ed. by Mary Bateson, revised by W. H. Stevenson & J. E. Stocks (3 vols., Cambridge, 1899-1905), Vol. I (1103-1327), p. 1. 但、此のロスタ市の商人ギルド認可のチャーターの推定成立年代は、ヘントスメン女史の夫れを後掲ハンタマンの研究を参照して、筆者に於て修正せらるべき。 Cf. I. J. Sanders, *English Baronies, A Study of their Origin and Descent, 1086-1327* (Oxford, 1960), p. 61 (*s. v.* Leicester).

(56) Bateson, ed., *ibid.*, I, 12, 13.

(57) Cf. Carus-Wilson, *op. cit.*, pp. 223 ff.

(58) Cf. Charles Gross, *The Guild Merchant, A Contribution to British Municipal History* (2 vols., Oxford, 1890), Vol. I, esp. pp. 107-9.

(59) Cf. Gross, *ibid.*, Vol. I, p. 116, note 2.

(60) Cf. Carus-Wilson, *op. cit.*, pp. 223 f.

(61) 武居良明『イギリス封建制の解体過程』(未来社、一九六四年)、第三章、第一節(一一一—一八頁)参照。なお、一一五—一六頁の註(3)参照。

第三八卷 第二号 拙稿 訂正

二二四頁	三行目	最高判官 (iustitius capitalis) → (iusticia...)
二二六頁	一四行目	スタブズ → スタブズ
二二九頁	一〇行目	コルチエスタ
二二二頁	一行目	コルチエスタ } → コウルチエスタ
二二〇頁	四行目	サウスワク → サザク
二二二頁	一二行目	ゴトマンチエスタ → ゴドマンチエスタ